令和７年１０月３１日宣告

令和３年（わ）第２９号　殺人、殺人未遂被告事件

判　　決

主　　文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数中１２６０日をその刑に算入する。

理　　由

【罪となるべき事実】

被告人は、

第１　令和２年６月４日午前５時頃から同日午前１０時１１分頃までの間に、兵庫県宝塚市ab丁目c番d号被告人方（当時）において、祖母であるA（当時７５歳）に対し、殺意をもって、至近距離からクロスボウで矢１本を発射して、その矢を同人の右後頭部に命中させ、よって、その頃、同所において、同人を頭部貫通射創に基づく脳貫通射創及び外傷性くも膜下出血により死亡させて殺害した。

第２　前記日時場所において、弟であるB（当時２２歳）に対し、殺意をもって、至近距離から前記クロスボウで矢２本を発射して、その矢を同人の後頭部及び右側頭部にそれぞれ命中させ、よって、同日午後５時２２分頃、搬送先である兵庫県西宮市e町f番g号h病院において、同人を頭部射創及び脳射創に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害した。

第３　前記第１記載の日時場所において、伯母であるC（当時４９歳）に対し、殺意をもって、至近距離から前記クロスボウで矢１本を発射して、その矢を同人の頸部に命中させたが、同人に加療約３か月間を要

する頸部射創、環椎骨折並びに外傷性左外頸動脈解離及び解離性動脈瘤等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかった。

第４　前記第１記載の日時場所において、母であるＤ（当時４７歳）に対し、殺意をもって、至近距離から前記クロスボウで矢１本を発射して、その矢を同人の左側頭部に命中させ、よって、その頃、同所において、同人を頭部射創に基づく外傷性くも膜下出血により死亡させて殺害した。

【争点に対する判断】

第１　争点等

本件の争点は、被告人の責任能力の程度である。被告人が、本件犯行当時、自閉スペクトラム症及び強迫性障害の精神障害に罹患しており、自閉スペクトラム症が本件犯行に影響を与えたことについては当事者間に争いがない。検察官は、被告人の精神症状は重篤なものではなく、本件犯行の動機が被告人の実体験に基づく現実的な問題から形成されたことなどを指摘して、被告人の精神症状が本件犯行に与えた影響は大きくなく、責任能力が著しく低下してはいなかった旨主張する。これに対し、弁護人は、本件犯行の動機形成には、自閉スペクトラム症の清算型の思考形式が強く影響しており、本件犯行当時、被告人の行動制御能力は著しく低下していたといえ、心神耗弱の状態にあった旨主張する。

当裁判所は、被告人は、本件犯行当時、心神耗弱の状態になく、完全責任能力を有していたと認めたので、以下その理由を述べる。

第２　事実関係等

関係各証拠によれば、以下の事実等が認められる。

１　本件の動機形成に至るまでの経緯について

⑴　被告人は、弟（Ｂ）が生まれた後に、両親が離婚し、幼少期より、境界知能（ＩＱ７８）・自閉スペクトラム症を有する養育能力の低い母（Ｄ）に育てられてきた。また、弟は、注意欠陥多動性障害・反抗挑戦性障害・知的障害を有しており、弟の行動が激しくなるにつれ、母は専ら弟にかかわらざるを得なくなった。そして、母自身も疲弊し、抑うつ的になり、被告人は、母から十分な愛情を受けることができずに育った。

被告人は、成長するに従って母に対する違和感を感じていたが、中学生になると、母の養育能力や被告人や弟への接し方などから母親としての素質を疑うようになり、母に対して人間的な不信感を抱くようになった。そして、被告人は、母に対するストレスから母とまともに口をきかなくなり、暴力を振るうようになった。また、そのような不安定な養育環境の中、学校等での現実的な課題に直面したストレス等から過度に清潔にこだわる強迫性障害による洗浄障害の症状が現れた。被告人は、その症状の辛さから、自殺を試みることもあったが、死ぬのは簡単でいつでもできるから、この家族の関係を改善したり、自分が逃げたりして、前向きに頑張ってみようと考えた。

被告人は、中学３年生頃、環境を一新させようと一人で祖母（Ａ）の自宅（本件犯行当時の被告人方）へ引っ越した。しばらくして弟や母も祖母宅へ引っ越してきたが、平成２５年６月には、母が弟と団地へ引っ越し、被告人は、祖母宅で、祖母と生活するようになった。なお、当初は、伯母（Ｃ）も祖母宅で一緒に生活をしていたが、平成２７年頃、伯母が祖母宅から出て、被告人は、祖母と二人暮らしとなった。

⑵　被告人は、中学を卒業後、平成２４年４月に高校へ進学し、朝から学校に通って、友人と遊んだり、アルバイトを行うなどしていた。被告人は、勉強して、平成２７年４月には大学の人文学部に入学し、通学をしながら、友人と遊んだり、アルバイトをする生活を送り、１回生の途中には、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者や警察官になることを考え始め、２回生となる平成２８年４月には法学部へ転部した。被告人の強迫性障害の症状は、この頃は治まっていたとみられる。

⑶　平成２８年４月頃、母と弟が、改築された新しい市営住宅に引っ越した。平成２９年６月、弟の暴力により、母は、シェルターに避難して市営住宅から出て行った。被告人には市営住宅に引っ越す予定があったが、母が出て行ったため、その予定がなくなった。また、この頃、弟が、家賃が払えなくなったことなどから、被告人と祖母の二人で暮らしていた祖母宅に引っ越してきて、被告人と同居するに至った。

平成３０年６月頃、母が、宝塚市内に戻って一人暮らしを始め、同じ市内の祖母宅を度々訪れるようになった。被告人は、アルバイトや奨学金で大学に通学し、生活していたところ、母は、被告人に対して金銭的援助をすることはなく、食事を作ることもなかった。被告人は、母が勝手に市営住宅から出て行っては勝手に戻ってきて、母親としての役割を果たそうとしないように感じ、無責任であると思い、その人間性に疑問を感じるようになった。

母が訪れるようになった同年夏頃から、被告人は、頭の回転が遅くなってきた、考えたいように考えられなくなってきた、使いたいように脳が使えなくなってきた、本来やれていたことができなくな

ってきた、脳が思うようにコントロールができないなどと感じるようになった。また、腸についても、便を出すコントロールがきかなくなってきて、出したいときに出せないなど、脳の命令が正しく腸に伝わっていない、腸をコントロールできないと感じるようになった。また、足の親指の感覚がなくなるということもあった。これらの脳や腸のコントロールができなくなるように感じるというものは、強迫性障害の症状であった。被告人は、強迫性障害の症状が強く現れ、トイレに何時間もこもるようになるなど、日常生活に支障をきたすようになった。

被告人は、症状の原因を探るため、平成３１年２月頃、内科や脳神経外科を受診したが、神経等に異常は認められず、ＭＲＩ検査も受けたが異常は認められなかった。

被告人は、病院に行っても不調の原因が分からず、苦しく、治したいけど治らない、考えれば考えるほど脳が機能していないので、ストレスがたまっていく、脳が使えない、治らない状態でこの先の人生を送れない、死にたいと思った。被告人は、考える時間が多くなって、学校にも行けなくなった。そして、不調の原因を考えるうちに、自身の不調は、家族のストレスによるものであると考えるに至った。

被告人は、同年３月には単位不足により大学を留年し、アルバイトも欠勤が続いて解雇され、同年４月には、大学を休学して、自宅の２階にある部屋に閉じこもる生活となり、食事しなければならないのに、階下にいる家族のことを考えたらタイミングを逃して１日１食しか食べない日々が続いたりした。

⑷　被告人は、自室に閉じこもる生活を送る中で、それまで積もり積

もってきた母を中心とする家族に対する不満に対処できなくなってくるのを感じ、自分のことを苦しめる家族を恨めしく思った。また、法曹界等への道を断念するに至り、仮に法曹等になり活躍したとしても、家族に邪魔をされる、将来家族がしでかす出来事の後始末をしなければならないと考えた。さらに、日常をまともに送れないことを悲観し、脳や腸のコントロールができないという苦しみから逃れるために、自殺を考えるようになった。

しかし、被告人は、ただ自殺するだけでは意味がなく、自殺の理由を分かってもらえないのみならず、家族が残ると、自分が苦しい思いをしているのは家族のせいであるのに、被告人が感じた苦しみなどを顧みることなく、家族が自分たちの思いを好きに語ることになるなどと考え、ただ自分が死ぬだけの自殺ではなく、被告人に苦しい思いをさせる家族全員を殺し、家族関係を清算し、その上で、警察に自首して取調べや裁判を受ける中で、自分が苦しい思いをしたことや、家族関係を清算したいと考えたことなどを説明して、知ってもらい、死刑になることによって、自分の命を終わらせたいと考えるに至り、令和元年１２月頃から、殺害の計画や準備を開始した。

⑸　家族に対する心情、殺害動機は以下のとおりであった。

母については、幼少の頃から子育てらしい子育てをせず、幼い頃は、弟ばかりをかわいがって被告人に十分な愛情を与えておらず、子どもに対して無責任であったこと、弟からの暴力で出て行った後に何の連絡もなく戻ってきて反省もせず、祖母宅を訪ねてくるなど無神経であったこと、精神障害があって家族関係に支障が出ていたのに、子どもたちにそれを黙っていたことなど、人間性に問題があ

り、被告人の根本的な苦しみの原因であると感じていた。

祖母については、人間性に問題のある母を育てた、母の性格、人間性の元凶であり、母と祖母は性格や人間性がすごく似ており、一体と感じていた。

弟については、小さい頃から被告人が何かを始めるとすぐに弟も真似をして同じことを始め、母は弟を優遇してかわいがり、被告人に対しては「お兄ちゃんなんだから我慢して」などと言い、弟のメリットは被告人にとってデメリットであった。また、祖母に金の無心等を繰り返していた上、母が市営住宅を出て行ったことについて、弟の母への家庭内暴力を伏せて友人等にうその話をするなど虚言癖があり、被告人が自殺した場合、事実を歪曲して周囲に告げるおそれがあると思っていた。弟に発達障害があり、この弟の兄という足かせを持って、この先、生きていかなければならないことや、弟との関係で被告人が仕事を始めてからも社会的名誉が害されたり、職務への影響があるかもしれない、財産的損害が生じるかもしれない、被告人に責任が生じてくるかもしれないとも考えた。さらに、根本的な苦しみの原因である母の子であることなども殺害動機となるものであった。他方、弟を殺害する理由には、被告人が殺人を犯した場合に、犯罪者の親族としての弟となってしまうことから守る意味合いもあった。

伯母については、家族を３人殺すのみでは死刑にならないおそれがあると考え、確実に死刑になるための４人目として殺害することを決めた。また、伯母は、母、祖母及び弟とは少し違うと感じていたが、伯母が遊びに来ると、母、祖母、弟及び伯母の４人が一体で、被告人は自分だけが違うと疎外感を感じていたことや、人間性にも

問題があり、広い意味ではＥ家の一員であるといった事情もあった。

２　本件の犯行計画、準備状況、犯行当日の行動等

⑴　犯行計画、準備状況

被告人は、令和元年１２月頃から親族４人に対する殺人計画を立て始め、当初は、凶器としてナイフを使うことを考え、同月１８日、刃物販売店で軍事用ナイフ２本を選んで購入し、本を試し切りするなどして殺人のイメージを高めるなどした。ナイフを選んだ理由は、特別な資格や許可が必要ではなく、安価で人間の刺殺に特化していることなどであった。

被告人は、令和元年末から令和２年初め頃、人を刺し殺すことに対する抵抗感といった感情的理由から、殺害に用いる凶器をナイフからクロスボウに変更した。被告人は、令和元年１２月末頃にはクロスボウの販売店に問い合わせを始め、クロスボウについてインターネットで検索をするなどし、令和２年１月７日及び８日にインターネットを通じてクロスボウを購入した。被告人は、購入後も同年６月２日まで、クロスボウの販売店等に、メールでクロスボウの使用方法や威力、貫通力などについて多数の問い合わせをした。

被告人は、当初、クロスボウで人を殺害することにも抵抗感を感じていたが、同年２月２８日に、インターネットで「ひとをころす度胸」と検索するなどし、第一次世界大戦では銃を撃っても的を外していたので、第二次世界大戦では「敵を見たら引き金を引く」という精神的条件を設けて訓練することによりこれを克服したという記事を見て、被告人も対象を見たら引き金を引くイメージトレーニングをした。被告人は、大学で使っていた法律書を的にして試射したり、同年３月頃には、伯母のアパート近くの駐車場のブロック塀

に向かって２回試射をするなどして、試射するという訓練を繰り返した。

被告人は、当初、祖母及び弟は自宅で殺害し、その後、母を自宅に呼び寄せて自宅内で殺害し、伯母は、伯母宅に赴いて玄関先に出てこさせ、玄関ドアが開いたところでクロスボウで矢を発射し、頭を射抜いて殺害することを計画した。そして、その下見や実行のために、同年３月頃から、伯母宅を複数回訪問し、殺害の機会をうかがった。しかし、被告人は、いざ殺害するとなると、目の前で人が矢で射抜かれ死亡するといった光景を思い浮かべ、その状況に自分が耐えられるかなどといったことを考えてしまい、感情的理由により伯母の殺害を躊躇し、実行に移すことはできなかった。

被告人は、同年５月２７日から犯行前日の同年６月３日までの間に、インターネットで、頭蓋骨の厚さなどにつき検索し、頭蓋骨の中で側頭骨が最も薄いことなどを調べた。

被告人は、事件当日の１週間前頃に、祖母から弟が引っ越すという話を聞き、弟に確かめたところ、同年６月４日から弟がホテルに泊まり、その後、引っ越しで１回帰ってくるが、転居すると聞き、全員をまとめて殺害するチャンスは、同日を逃すともうないと思い、計画を実行に移すことを決意した。

被告人は、伯母宅に赴いて伯母を殺害する計画は、感情的な理由から実行に移せなかったため、計画を変更し、伯母は後回しにし、最後に殺害しようと考えた。

⑵　犯行当日の行動

被告人は、令和２年６月４日午前２時頃（以下、本項において、単に時刻のみを記載するときは、同日の時刻を指すものとする。）、

祖母が寝ているベッドのもとへ行き、祖母を殺害しようとしたが、祖母が壁の方を向かず、側頭骨が上を向くタイミングがなかったため、計画を変更し、祖母が起きてトイレに行ったところで殺害することにした。被告人は、午前５時頃、祖母が起きてトイレへ行き、トイレの扉を開けた状態で手を洗っているところを、右側頭部を狙ってクロスボウの矢を発射し、命中させた。被告人は、弟が祖母の遺体に気づいて、計画が実行できなくなるのを防ぐため、祖母の遺体を祖母のベッド下に隠した。

次に、被告人は、午前６時頃、弟が起きて１階の洗面所に行き、歯を磨いているところをその後方から、矢を左側頭部を目掛けて発射した。弟は、倒れたものの、被告人が弟の様子を見ると、弟は矢を抜こうとしており即死していなかったが、放っておけば死ぬと考え放置した。しかし、午前８時３０分頃、弟の様子を見ると、なおも動いていたため、右側頭部を目掛けて２発目の矢を発射して命中させたところ、弟は動かなくなった。

被告人は、午前８時５４分頃から、母に対し、ＬＩＮＥでメッセージを複数回送信し、祖母宅に来るように伝えた。

また、午前９時１分頃には、伯母に電話をし、どこにいるか確認したところ、伯母はあと１０分か１５分で到着するなどと、祖母宅に向かっていることを伝えた。そこで、被告人は、母よりも伯母が先に到着することが分かったため、当初の計画を変更し、伯母を殺害してから母を殺害することとした。

午前９時１０分頃に伯母が祖母宅に到着した。被告人は、伯母が自転車のヘルメットを頭に被っていたことから、耳の後ろ辺りを狙ってクロスボウの矢を発射し、頸部に当たったが、一発で殺害する

ことはできなかった。伯母は、洗面台の前に座り込み、「何でもするから命だけは助けて」などと命乞いをしながら、携帯電話機で１１０番通報をしようとしていたため、被告人は携帯電話機を取り上げた。さらに、被告人は、伯母のヘルメットを外そうとしたが、外れず、伯母は、近所に聞こえるような悲鳴を上げていた。被告人は、伯母に対し、「ごめん。ヘルメットかぶってたから、一発で殺せんかった。」、「痛いだろ。」、「すまん。お前は何も悪くない。」などと言った。被告人は、クロスボウで次の矢を装填するには時間が必要であること、既に伯母に計画を気付かれており、伯母を殺害するのは難しいこと、何より、一番優先したい母の殺害計画が残っていたので、伯母に騒がれてその計画が妨害されることは絶対に避けたいと思い、伯母に対しては、それ以上の攻撃はしなかった。

被告人は、母に対し、「早くこい」などとＬＩＮＥメッセージを送信して呼び出し、クロスボウの矢を装填して母を待ち構えた。そして、午前１０時頃、母が到着したことから、被告人は、左側頭部目掛けてクロスボウの矢を発射して命中させ、殺害した。被告人は、自首の準備のために用意した荷物が入ったキャリーケースの通路の妨げになると考え、母の遺体をリビングに移動させた。

午前１０時１１分頃、矢が首に刺さった状態で助けを求めに来た伯母の話を聞いた近隣住民が、１１９番通報をして、救急隊及び警察官が臨場した。警察官が、祖母宅に向かうと、被告人が出てきたので、職務質問をしたところ、被告人が、「この家の１階で、伯母さんをボウガンで矢を撃ちました。殺すつもりで矢で頭を狙って撃ちましたが、首辺りに当たりました。」などと言って犯行を自供したため、午前１０時３０分頃、被告人は、伯母に対する殺人未遂罪で現

行犯逮捕された。

第３　検討等

１　被告人の精神障害等

被告人については、Ｆ医師（以下「Ｆ医師」という。）が、起訴前の令和２年７月６日から令和３年１月１４日までの間に、精神鑑定（以下「Ｆ鑑定」という。）を行い、Ｇ医師（以下「Ｇ医師」という。）が、起訴後の令和３年１２月１日から令和４年２月２８日までの間に精神鑑定（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律５０条に基づくもの）（以下「Ｇ鑑定」という。）を行った。

Ｇ医師及びＦ医師は、いずれも精神科の医師としての十分な知見を有し、多数の精神鑑定の経験も有している上、本件について十分な鑑定資料を基に精神鑑定をしているものであり、Ｇ鑑定及びＦ鑑定の内容は、高度に信用性が認められる。

Ｇ鑑定及びＦ鑑定によれば、以下のとおり、認められる。

⑴　被告人の精神障害とその症状

被告人は、本件犯行当時、自閉スペクトラム症及びその二次障害としての強迫性障害に罹患していた。

自閉スペクトラム症は、発達障害の一種であり、脳の生来的な機能不全が原因とされているが、詳細の解明はできていない精神障害であり、自閉スペクトラム症を持つ場合であっても、その療育・生活環境で自己肯定感や社会適応能力には大きな差が生じる。

被告人には、本件犯行計画時前までは、自閉スペクトラム症の特徴である字義どおりに解釈するなどのコミュニケーション障害、社会性障害や想像力と転換の障害（こだわりの強さ）が存在するものの、友人もおり、高校へ進学してアルバイトを行う、独学で大学に

入学するなどをほぼ自力で成し遂げており、自閉スペクトラム症の程度としては、最も軽いものであった。また、被告人の知的能力はＩＱ１００以上と比較的高く、被告人が適応的とは言い難い環境下に育ちながらも、自己肯定感や家庭外での社会適応力の維持に役立つ要因となっていた。

強迫性障害は、不安障害であり、強い強迫観念と強迫行為を繰り返してしまい、社会生活に支障が生じる精神障害である。

被告人は、中学生の頃からトイレや入浴時間がかかるようになり洗浄障害に陥っていた。そして、被告人の本件犯行前の脳や腸のコントロールができないという感覚は、強迫性障害の症状であり、強迫観念が被告人の身体の変調に結び付いたものである。被告人の強迫性障害は、自閉スペクトラム症の二次障害であり、また、その症状の程度は、被告人が日常生活を送ることがままならないと感じるほどに重いものであった。

なお、被告人には、統合失調症、妄想性障害等の精神病、うつ病等の感情障害は否定される。

⑵　被告人の精神障害が本件犯行に与えた影響

ア　被告人の自閉スペクトラム症は、「被告人が、家庭内で自分がこれまでいかに苦しい思いをしていたかを、家族を殺し警察に自首し、取調べや裁判の過程で明らかにして多くの人に知ってもらい、その上で死刑になって死にたい、死刑になるためには、家族であれば刑が減軽される可能性があるので伯母を含めたＥ家４人を殺害しよう」という本件犯行動機の形成に影響を与えた。すなわち、被告人の前記家族関係や強迫性障害の症状の出現などから、被告人にそれまで表れていなかった、自閉スペクトラム症の問題行動

に至りやすい特性が表れてきた。自閉スペクトラム症には、「０か１００か」という極端な思考に陥りやすい、物事をあいまいに留めておくことができないという特性がある。被告人は、自閉スペクトラム症の影響により、脳や腸をコントロールできないという苦しみから逃れるための方法として、将来の夢のための努力をすることから、清算、すなわち自殺する、そして、そのためにＥ家全員を殺害して死刑になるという極端な思考に至った。

イ　また、脳や腸がコントロールできないというのは自閉スペクトラム症の二次障害である強迫性障害の症状であり、その原因を突き詰めて考え、家族からのストレスと考えるに至ったことは、自閉スペクトラム症の特性の影響もある。

その一方で、家族を殺害しようと考えるに至ったことには、家族関係の問題やそれに起因する家族に対する不満や恨みといった現実問題を前提とした了解可能なものもある。

ウ　以上のように、被告人の自閉スペクトラム症及び強迫性障害が本件の動機形成過程に影響を及ぼしている。

２　責任能力の程度の検討

以上のＧ鑑定及びＦ鑑定の内容を踏まえ、被告人の責任能力の程度について検討する。

⑴　前記のとおり、本件犯行動機の形成過程に、自閉スペクトラム症や強迫性障害の影響が認められる。しかし、被告人は、現実に存在していた家族とのかかわり方等によって家族に対する不満や恨みを抱いており、家族を殺して自首し、取調べや裁判の過程で家族による自分の苦悩を周囲の人に知ってもらいたいという動機は、十分に了解可能であって、自閉スペクトラム症による特性の影響が強く表

れた部分と評価することはできない。また、伯母も殺害の対象にしたのは、確実に死刑になるためであり、清算に対するこだわりの表れともいえるが、これも了解可能である。

⑵　被告人は、クロスボウ販売店に多数回問い合わせをしたり、試射したり、頭部の構造を調べたりするなど、計画及び準備段階においてそのこだわりの強さを見せており、目的に向かって行為促進的に作用したという点で自閉スペクトラム症の特性が表れたものといえるが、これらは確実に殺害を遂げるという目的に合致した合理的な行動である。

被告人は、直接人を刺突しなければならない態様で人を殺すことに対する抵抗感などの感情的理由で凶器をナイフからクロスボウに変更した。また、本件犯行前に伯母宅を複数回訪問して殺害を実行しようとしたが感情的理由により躊躇し、実行しなかった。そして、被告人は、自らの感情的理由により殺害を実行できないという事態に陥らないよう、躊躇なく矢を発射できるようにするための方法をインターネットで検索するなどした。

死刑になるという本件犯行の動機や、本件犯行前の被告人の行動等からすれば、被告人が、親族４人を殺害することの意味を十分に認識して行動しており、自らの行動を十分に制御することができていたと認められる。

さらに、被告人は、弟が転居することを知り、これを逃すと殺害の機会がなくなってしまうことから、本件当日の実行を決意したものであり、計画をやり遂げるために、合理的な判断をしている。

本件当日の行動をみると、被告人は、家族に計画を見抜かれないように、かつ、確実に殺害を遂げるために、側頭部に矢を命中させ

られるようタイミングを計ったり、射撃に適した位置を決めたりしながら殺害を実行している。また、本件当日に、母や伯母との連絡状況を踏まえて、臨機応変に殺害の順序を変更している。さらに、被告人は、犯行中に伯母から命乞いをされるなどした際には、最も殺害したい母を優先することなどの理由から、伯母を殺害することを断念している。このように、被告人は、本件当日、一貫して合理的な行動をとっていた。また、被告人は、犯行後、自首する予定であった上、臨場した警察官に自供しており、自らの行動やその意味を十分に認識している。

⑶　以上のとおり、被告人の自閉スペクトラム症及び強迫性障害は、本件犯行の動機形成過程に影響をしているものの、被告人は、親族４人を殺害して死刑となることを企図して本件犯行に及んでおり、是非善悪を弁識する能力を十分に有していたと認められる上、本件犯行動機は、家族関係の現実問題等を前提にした十分に了解可能なものである。そして、計画や準備、実行の各段階において、自閉スペクトラム症の特性であるこだわり等が認められるものの、被告人は、目的に合致した合理的な行動をとっているのである。また、感情的理由から何度も犯行を思いとどまることができており、それを乗り越えるための方法を模索し、最終的には弟の転居という現実的な問題に直面して、自らの判断で本件犯行を決意し実行したのであって、是非善悪の弁識に従って自らの行動を制御する能力を十分に保っていたと認められる。

第４　結論

以上で検討してきたとおり、被告人には、本件犯行当時、自閉スペクトラム症及び強迫性障害の精神障害があり、本件犯行の動機形成過

程に影響を与えていたものの、これらの精神障害の著しい影響はなく、被告人は、心神耗弱の状態になかったものと認められ、完全責任能力が認められる。

【量刑の理由】

1　本件は、被告人が、親族４人の殺害を企て、自宅において、クロスボウの矢を頭部又は頸部を狙って発射し、祖母、弟及び母を殺害し、伯母に重傷を負わせたという、殺人３件及び殺人未遂１件の事案である。

本件では検察官が死刑を求刑していることから、当裁判所は、究極の刑罰である死刑選択の可否について、これまでの裁判例の集積を踏まえた死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度や根拠の検討結果を共通認識とした上、公平性にも十分に意を払うために同種の裁判例（量刑検索システムにおいて、殺人既遂の単独犯、処断罪と同一又は同種の罪の件数が２件から４件との条件で検索した結果のうち、死亡した被害者が３人のもの）も参照して、犯罪行為に関する事情を中心に、それ以外の事情（一般情状）も併せて、総合的に評価して、死刑を選択することが真にやむを得ないと認められるか慎重に検討した。

2　まず、死刑選択の最も重要な考慮要素である犯行の結果についてみると、３人もの尊い生命が奪われるという、取り返しのつかない結果が生じている。

祖母は、高齢とはいえ健康状態に問題があったとは認められず、被告人が幼い頃から母に代わって面倒を見てきたものであり、被告人が中学生の頃からは同居して、強迫性障害に苦しむ被告人を支えるなどしてきた。母は、被告人とは別居していたものの、母なりに実の息子である被告人のことを気にかけており、本件当日も、被告人に呼ばれて被告人方を訪れた。弟は、まだ若く、大手企業に就職が決まっており、希望のあ

る将来が待っていた。3人とも、殺害されることなど考えてもいない中、突然不意を突かれて頭部を矢で撃たれ、被告人の思いを知ることもなく、理由も分からず死んでいったのであり、その無念さは察するに余りある。

加えて、弟は、一撃目で頭部を矢で貫かれても直ちに絶命せず、そのまま長時間放置されていたものであり、その間の肉体的、精神的苦痛は計り知れない。

また、伯母は、幸い一命はとりとめたものの、矢が頸部付近を貫通したのであり、肉体的苦痛はもとより、死の恐怖を感じるなどの精神的苦痛も大きかった。現時点でも、顔面の麻痺等が残っており、事件時の恐怖や苦痛が思い起こされる旨述べるなど、苦しみ続けている。

このように、本件犯行の結果は誠に重大であって、被害者3人が死亡した事案の中でも重い部類に属するものである。

3⑴　被告人は、確実に殺害を実行できるように、インターネットで検索したり、販売店に問い合わせるなどして、殺傷能力の高い凶器としてクロスボウを選定し、その性能や使用方法等を調べた。さらに、人を殺すことに抵抗感を感じていたことから、躊躇なく発射できるような方法を調べ、試射を繰り返したり、頭部の構造を調べたりした上、殺害の順序を検討し、実行に移している。このように、本件は計画性が極めて高く、強固な殺意に基づく犯行である。

この点、弁護人は、本件における計画性の高さは自閉スペクトラム症の特性の表れであるから、悪質性の程度は低下する旨主張する。確かに、上記の計画性の高さには、こだわりという自閉スペクトラム症の特性が表れているものといえるが、そのことによって、計画性の高さによる生命侵害の危険性や生命軽視の度合いが軽減するとはいえず、弁護人の主張は採用できない。

⑵　犯行態様は、いずれも殺傷能力の高いクロスボウで矢を発射して人体の枢要部である頭部や頸部に命中させるというものであり、生命侵害の危険性の高い悪質な犯行である。もっとも、祖母、伯母及び母に対して発射した矢は各１本で、弟に対しても２本にとどまっており、執拗な態様とはいえない。また、被告人は、各被害者に対して、苦痛を与えることを目的としておらず、同種事案と比較して、本件が特に残虐性の高い犯行とまではいえない。

⑶　検察官は、祖母の遺体をベッド下に移動したことについて、犯行の完遂に向けられた行動で生命軽視の程度が大きいことを示しており、遺体への冒涜的行為でもある旨主張する。確かに、これは、弟に祖母の遺体が見られ、犯行が妨害されるのを防ぐための行動であるが、計画性の高さや殺害したこと自体において既に評価した以上に生命軽視の程度を高めるものとはいえない。また、祖母の遺体について、その尊厳を損なうような扱いをしたとは認められず、他の被害者の遺体の扱いとの違いもなく、遺体への冒涜的行為ともいえない。

４　本件犯行の動機は、被告人が自殺を考える中で、ただ自殺するだけではその理由を理解してもらえないし、残った家族が被告人の苦しみを顧みることなく、自分たちの思いを好きに語ることになるなどと考え、被告人に苦しい思いをさせた原因である家族に対する不満や恨みなどから、家族を殺害して自首し、取調べや裁判の過程で自身の苦悩を周囲の者に知ってもらった上で死刑になることにより死にたいというもので、確実に死刑になるために、伯母も殺害しようとしたのである。このような動機は、自己中心的というほかない。

５⑴　以上の犯罪行為に関する事情、特に結果の重大性、計画性や行為態様の危険性の高さ、動機の自己中心性によれば、被告人の刑事責任は

誠に重大であって、本件は有期懲役刑を選択できるような事案ではない。もっとも、本件は、金銭欲に基づき人を殺害するような最も重く処罰されるべき類型の犯行ではない。また、本件は一つの機会に行われた犯行であって、複数の機会にわたりその都度殺害の意思決定をして繰り返し行われた犯行に比べれば、非難の程度は大きいとはいえない。

⑵　検察官は、本件について、被告人が自殺を企図していないことはもとより、被害者らの将来を懸念して殺害を企図した面も皆無で、伯母に対しては、死刑判決を確実なものとするためであり、親族間の恨みを超えた犯行であるとして、本件が、無理心中などの通常の親族間殺人に比して、極めて自己中心的な犯行であると主張する。

しかしながら、本件犯行は、被告人が自殺を考えたことが契機となったものであり、死刑になることにより間接的に自殺を果たすことが目的となっているから、被告人が自殺を企図していないとはいえない。また、弟の殺害については、殺人犯の親族であることから守ることも動機の一つとなっている。本件の背景には、家族間の問題があり、あくまで伯母を含めたＥ家という家族内において殺害を遂げ、最終的には自分も死ぬことを企図したものである。このように、本件犯行に無理心中の要素があること自体は否定できない。そうすると、検察官が主張するような無理心中などの親族間殺人に比して極めて自己中心的な犯行とまではいえない。

⑶　これに対し、弁護人は、本件について、心中に分類される事案と同程度に悪質性が低い事案であると主張する。しかしながら、残された家族の将来を懸念して及んだ面が大きい犯行ではないことや、前記のような自己中心的な犯行動機からすれば、本件を典型的な心中事案と

同視することはできず、これと同程度に悪質性が低いとはいえない。

⑷　以上によれば、本件は、有期懲役刑を選択できるような事案ではないものの、直ちに死刑を選択すべき事案であるとまではいえない。

6　そこで、被告人が、上記のような犯行動機を形成した過程について検討する。

被告人は、自閉スペクトラム症を有していたところ、養育能力の低い母に育てられ、また、母が発達障害を有する弟に専らかかわらざるを得なかったことなどから、母からの愛情を十分に受けずに育った。そのような家庭環境で成長したことから、被告人は、中学生の頃に、強迫性障害の症状が出現して自殺を試みた。被告人は、平成２３年頃から祖母と同居することとなり、その後、母や弟とは別に暮らすようになった。また、被告人は、平成２４年４月に高校に入学し、友人や教師にも恵まれ、アルバイトもするようになり、その頃から、母や弟と物理的にも距離を取ることによって、精神的にも安定した生活を送ることができ、平成２７年４月に独学で大学に入学し、翌年には法曹界等を目指して法学部に転部するなど将来に希望を持って生活していた。しかし、平成２９年６月頃、弟と暮らしていた母が、弟の暴力が原因でシェルターに避難したことから、弟が引っ越して来て同居し、平成３０年６月頃には母が被告人方と同じ宝塚市内で一人暮らしを始め、被告人方を度々訪れるようになって、被告人の日常生活が乱され、心理的安定性が脅かされた。また、被告人は、アルバイトや奨学金で生活費と学費を賄っていたところ、母は金銭的援助をせず、被告人方を訪れても食事も作らなかったので、被告人は母の人間性に疑問を感じるようになった。そのような中で、同年夏頃から、被告人は、思考速度が遅くなってきて、短時間でできていた思考に何時間もかかるようになるなど、脳を思うようにコントロールで

きないと感じたり、便を出すコントロールが効かなくなり、脳の命令が正しく腸に伝わっておらず、腸をコントロールできないと感じるなどの強迫性障害の症状が現れ始め、日常生活にも支障をきたすようになった。平成３１年２月頃、被告人は内科等を受診したが異常がないと言われたので、心身の不調は家族からのストレスが大きな原因であると考えた。アルバイトを欠勤が続いたことにより解雇され、同年４月には大学を休学し、自室に閉じこもるようになって、法曹界等への道も断念した。まともな生活を送れないことを悲観した被告人は、自殺を考えるようになり、前記のとおり、親族４人を殺害して死刑になりたいとして、本件犯行を決意した。

このように、被告人が本件犯行を決意した背景には、脳の生来的な機能不全である自閉スペクトラム症を有していたところ、幼少期から不遇な家庭環境で成長し、一旦は精神的に安定した生活を送っていたものの、突然の弟と母の出現により心理的安定性が脅かされた結果、自閉スペクトラム症の二次障害である強迫性障害の重い症状が現れたという事情がある。そして、被告人が、問題の解決方法として自殺を選択し、そのために家族全員を殺害して死刑になることを決意したことには、極端な思考に陥りやすいという自閉スペクトラム症の特性が影響を与えている。これらの事情は、被告人自身では如何ともし難い面もあり、動機形成過程にこのような事情が相応に大きく影響しているのであるから、被告人を一方的に非難することはできず、一定程度被告人に有利に考慮するのが相当である。

また、被告人は、強迫性障害の重い症状に苦しんでいる状況で、精神科を受診させるなどの家族や第三者の支援を受けることができず、被告人が一人で対処しなければならなかったのであり、この点も、一定の限

度で被告人に有利に考慮することのできる事情である。

7　その他の事情についても検討する。

被告人は、犯行直後に自供しており、その後一貫して事実を認めているが、当公判廷においては、罪の意識はない旨述べ、反省の態度を全く示していない。もっとも、犯行時に、伯母に対して、「すまん。お前は何も悪くない。」などと述べたり、入院中に、投薬の影響によりけいれん発作を起こした際に、弟に悪かったという趣旨の発言をするなど、内心においては罪悪感を感じていることもうかがわれる。なお、被告人は、犯行後、証拠隠滅行為に及んでおらず、自首をする準備もしているが、これは、自身が死刑になるという目的のための行動であり、罪の意識や後悔から出た行動ではないので、殊更被告人に有利に考慮することはできない。

伯母は、本件の被害者及び被害者の遺族として、心情等の意見陳述を行い、被告人が心の奥底では後悔していること、苦しんでいることが分かったとした上で、それでも被告人の行動は絶対に許されることはない、死ぬ瞬間まで後悔し、苦しみ、死亡した３人に懺悔し続けてほしい旨、その心情を述べている。

本件は、住宅街で親族４人をクロスボウで殺傷した事案であり、近隣住民に対して不安や恐怖を与えたばかりか、全国的にも報道され、その後クロスボウが法規制されるなど、その社会的影響も軽視できない。

もっとも、被告人には前科はなく、犯行も家族内にとどまるものであって、本件は被告人の反社会性が発露した事件とはいえない。

いずれも、死刑を選択する方向に考慮するほどの事情とはいえない。

8　以上のとおり、結果の重大性、計画性や行為態様の危険性の高さ、動機の自己中心性などからして、被告人の刑事責任は誠に重大であるもの

の、動機形成過程において被告人に有利に考慮することのできる事情も認められることから、同種の死刑判決事案との比較においても、死刑を選択することが真にやむを得ないとまではいえない。もっとも、上記の犯情面での重大性からすると、その他の事情として検討したことを踏まえても、有期懲役刑は相当ではない。そこで、被告人には、生涯をかけて自身の犯した罪の重さと向き合わせることにより、償いをさせるのが相当と判断し、主文のとおり無期懲役に処することとした。

（検察官の求刑：死刑、弁護人の科刑意見：懲役２５年）

令和７年１１月１３日

神戸地方裁判所第２刑事部

裁判長裁判官　松　田　道　別

裁判官　林　田　　海

裁判官　曽　田　博　紀